



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局

平成 27 年 9 月 10 日 (木)

午 前 1 0 時 解 禁

担
当

労働基準部 健康安全課

課 長 前田瑞恵

課長補佐 四方一弘

電話 075 - 241 - 3216



労働災害増加に伴う「労働災害防止緊急会議」の開催！

「陸上貨物運送業労働災害防止安全パトロール」を実施！

- 京都労働局（局長：森川 善樹）は、京都府内の労働災害が、平成 27 年 8 月末の速報値において、全産業の死亡者数が 12 人と前年同期の 9 人に比較して 3 人増加、休業 4 日以上の死傷者数が 1,352 人と前年同期に比べ 126 人（10.3%）増加していることから、平成 27 年 9 月 11 日（金）京都労働局及び京都労働安全衛生団体等連絡協議会による、「労働災害防止緊急会議」を開催して、休業 4 日以上の死傷災害に係る「労働災害多発警報」を、京都局では初めて発令する予定。
- また、平成 27 年 9 月 24 日（木）労働災害が多発している陸上貨物運送業の荷役作業について、近畿ブロック内の道路貨物運送事業者に対する一斉監督と連携して、関係災害防止団体とともにトラックターミナルの安全パトロールを実施し、陸上貨物運送業における安全衛生対策の一層の徹底を図る。

[次のページに続きます。]

[労働災害防止緊急会議の趣旨]

死亡災害については、平成 27 年 7 月 24 日、「伐木作業」による死亡災害が 3 件連続したことから、関係団体に対して「伐木作業における労働災害防止対策の徹底について」の緊急要請を行ったところであるが、8 月には、「墜落・転落」で 2 件、「材料の倒壊」により 1 件、「交通事故」により 1 件の死亡災害が、製造業、建設業、運輸業、商業で発生し、死亡災害の発生が止まっていない。

また、休業 4 日以上之死傷災害については、平成 27 年 8 月 18 日、平成 27 年 7 月末速報値で労働災害の増加が著しかった、製造業、自動車貨物運送事業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業に対して、「平成 27 年下半期の安全対策の推進について」により、全国労働衛生週間の期間中における労働災害防止対策の取組についての緊急要請を行ったところであるが、8 月末の速報値においても、製造業 260 件（前年同期+51 件、+24.4%）、陸上貨物運送事業 173 件（同+29 件、+20.1%）、社会福祉施設 90 件（同+9 件、+11.1%）、ビルメンテナンス業 42 件（同+12 件、+40.0%）と依然増加傾向が著しい。

さらに、事故の型別では、本年度重点対象としている「転倒」災害が全業種合計で 334 件と前年より 94 件増加（+39.2%）しており、転倒災害防止対策に一層取り組む必要がある。

以上のことから、労働災害防止関係団体とともに、緊急の対策会議を実施して、労働災害多発警報を発令するとともに、各団体における労働災害防止対策の取組の徹底について、協議を行うものである。

[陸上貨物運送業労働災害防止安全パトロールの趣旨]

陸上貨物運送業については、平成 26 年の死亡者数が 5 人と多発したところから、平成 26 年 11 月 25 日、「陸上貨物運送業の労働死亡災害多発警報」を発令して、死亡災害防止の取組を行った。その後現在まで陸上貨物運送事業の死亡災害は発生していないが、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は、平成 27 年 8 月末の速報値で、休業 4 日以上之死傷者数が 173 件と前年同期比で 29 件増（+20.1%）となっている。

陸上貨物運送業の死傷災害は、平成 26 年の統計でも 84.4%が荷役作業中に発生しており、荷役作業中の災害の 3 割が墜落・転落災害であることから、陸上貨物運送業の事業者に対して、全国労働衛生週間準備月間、秋の全国交通安全運動期間に併せて、道路貨物運送業に対する監督指導の一環として、トラックターミナルの荷役作業について、災害防止団体とともに安全パトロールを実施して、陸上貨物運送業における労働災害防止対策の一層の徹底を図ることとしたもの。

[次のページに続きます。]

[労働災害防止緊急会議の概要]

- 開催日時 平成 27 年 9 月 11 日 (金) 午後 4 時 ~ 午後 4 時 45 分頃
- 場 所 京都府中小企業会館 8 階 804 号室 (京都市右京区西院東中水町 17)
- 内 容
 - (1) 京都府内における平成 27 年の労働災害発生状況「速報値」について
 - (2) 労働災害多発警報の発令について
 - (3) 労働災害防止対策に係る意見交換等

[陸上貨物運送業労働災害防止安全パトロールの概要] (別紙 1)

- 実施日時 平成 27 年 9 月 24 日 (木) 午前 11 時 00 分 ~ 午前 12 時 00 分

安全パトロール事業場

【事業場名称】 株式会社京三運輸

【事業場名称】 京都市伏見区横大路下三栖南郷 37

【事業場概要】 運輸業の事業種目は一般貨物自動車運送事業、軽車両等運送事業及び第一種運送事業であり、他府県に 6 支店を構え事業を展開。

企業全体の従業員数は約 120 名、保有車両数は 95 台。

本社及び京都支店の労働者数は、約 30 名。

安全パトロール参加者

【京都労働局】 労働基準部長、健康安全課長、健康安全課長補佐

(安全パトロール事務局) 労働基準部健康安全課

【京都南労働基準監督署】 労働基準監督署長、安全衛生課長

【陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部】 支部長、専務理事、常務理事

【平成 27 年 8 月末日現在の労働災害発生状況】 (別紙 2)

[次のページに続きます。]

「陸上貨物運送業労働災害防止安全パトロール」のお知らせとお願い。

- お手数ですが、取材に来ていただける場合、安全パトロール現場には、安全帽の着用で入場をお願いします。

また、準備の都合がありますので9月16日(水)までに報道機関名、氏名をFAXにより、京都労働局労働基準部健康安全課まで連絡をお願いします。

TEL 075-241-3216 Fax 075-241-3219

集合場所：株式会社京三運輸（京都市伏見区横大路下三栖南郷37）

案内図



- ご不明な点があれば、京都労働局労働基準部 健康安全課 (075-241-3216) まで連絡をお願いします。